

## 加茂市競争入札参加者心得

本市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合は、この心得を遵守してください。

また、地方自治法、同法施行令及び加茂市契約規則（以下「契約規則」という。）等も遵守してください。

### 1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札の告示又は指名通知書（以下「告示等」という。）で明らかにしますので、必ず確認してください。

### 2 入札の方法

(1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

(2) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名、押印（あらかじめ届けた使用印鑑に限る。）してください。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札書を提出してください。なお、送付による入札を認める場合は、その方法及び条件等は告示等で明示します。

(4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。

### 3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができます。また、告示等で指定された入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出してください。

### 4 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### 5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

## 6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

## 7 開札

- (1) 開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は入札執行職員の許可を得ない限り認められません。
- (2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

## 8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 登録に基づく入札参加資格が無い者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (2) 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 同一入札において、入札者等が2通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (5) 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- (6) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (7) 入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- (8) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (10) 工事内訳書の提出が必要な入札で、これを提出しなかったとき。または、提出された工事内訳書の記載金額（工事価格）が入札書と一致しないとき

## 9 落札者の決定

入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします。ただし、下記 10 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがあります。

## 10 最低価格の入札参加者以外の者を落札者とすることがある場合

最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

## 11 再入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再入札を行うことができないときは、本市が指定する日時に再入札を行います。
- (2) 再入札の回数は、原則として1回までとします。
- (3) 再入札には無効入札をした者及び失格となった者は参加することはできません。
- (4) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は再入札には参加することはできません。

## 12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。

## 13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本市が交付する仮契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。

## 14 入札保証金

入札参加者は現金又は契約規則の規定による有価証券（以下「入札保証金等」という。）をもって入札金額の100分の5以上の入札保証金等を本市が指定する日までに納付又は提供しなければなりません。ただし、公告等の条件により免除された場合、または契約規則の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

## 15 契約保証金

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、契約書の案を提出するときまでに次のとおり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、公告等の条件により免除された場合、または契約規則の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。